

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 北九州広域都市計画公園の変更【建設局公園緑地部緑政課】2
- 指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児通所支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】3
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】6
- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関からの辞退の届出【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】7

◇ 公 告

- 土地改良法に基づく土地改良事業計画の公告【産業経済局農林水産部農林課】8
- 田野都市計画事業南原土地区画整理事業の施行に関する換地処分通知書の掲示【建築都市局まちづくり推進部区画整理課】9

◇ 教育委員会

- 北九州市立戸畑高等専修学校学則の一部を改正する規則【教育委員会事務局指導部指導第一課】10

◇ 選挙管理委員会

- 各種請求、教育長又は委員の解職請求並びに合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数【行政委員会事務局選挙課】11

北九州市告示第 377 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により北九州広域都市計画を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により同法第 14 条第 1 項に規定する図書を公衆の縦覧に供する。

平成 30 年 9 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画の種類
公園
- 2 都市計画を変更する都市計画の名称
6・5・1号 大里公園
- 3 都市計画を変更する土地の区域
変更する部分 北九州市門司区不老町一丁目、不老町二丁目及び大字大里
- 4 縦覧場所
北九州市小倉北区城内 1 番 1 号
北九州市建設局公園緑地部緑政課

北九州市告示第 378 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 46 条第 2 項並びに第 51 条の 25 第 2 項及び第 4 項並びに児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 20 第 4 項及び第 24 条の 32 第 2 項の規定による指定障害福祉サービス事業、指定一般相談支援事業、指定特定相談支援事業、指定障害児通所支援事業及び指定障害児相談支援事業の廃止の届出があったので、法第 51 条第 2 号並びに第 51 条の 30 第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号並びに児童福祉法第 21 条の 5 の 25 第 2 号及び第 24 条の 37 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 9 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

1 指定事業者に関する事項

(1) 指定障害福祉サービス事業者（就労移行支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
チャレンジワーク ふくろう 北九州市小倉北区 篠崎一丁目 10 番 30 号	株式会社福老 北九州市小倉北区篠崎一 丁目 10 番 30 号 代表取締役 梶原 豊	身体障害 者（肢体 不自由） 、知的障 害者、精 神障害者	4017701121

(2) 指定障害福祉サービス事業者（一般相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター ・ぴあす 北九州市小倉北区 吉野町 11 番 27 - 907 号	特定非営利活動法人全国 重度障害者相談支援協会 東京都小平市花小金井南 町一丁目 18 番 45 号 1 0 理事長 長位鈴子	身体障害 者、知的 障害者、 障害児、 精神障害 者、難病 等対象者	4037700210

(3) 指定障害福祉サービス事業者（特定相談支援）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター・ぴあす 北九州市小倉北区吉野町11番27-907号	特定非営利活動法人全国重度障害者相談支援協会 東京都小平市花小金井南町一丁目18番45号10 理事長 長位鈴子	身体障害者、知的障害者、障害児、精神障害者、難病等対象者	4037700210

(4) 指定障害児通所支援事業者（放課後等デイサービス）

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
放課後デイサポート さぷらい 北九州市小倉南区長野一丁目7番3号	株式会社サプライ 北九州市小倉南区曾根新田南三丁目3番24号 代表取締役 渡辺佳則	重症心身障害児以外	4057703409
放課後等デイ ZENSHIN 北九州市若松区二島五丁目4番17号	一般社団法人森の家 北九州市若松区二島五丁目4番17号 代表理事 古賀美和子	重症心身障害児以外	4056501564

(5) 指定障害児相談支援事業者

事業所又は施設の名称及び所在地	事業所又は施設の設置者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者名	事業の主たる対象者	事業所番号
相談支援センター・ぴあす 北九州市小倉北区吉野町11番27-907号	特定非営利活動法人全国重度障害者相談支援協会 東京都小平市花小金井南町一丁目18番45号10 理事長 長位鈴子	特定無し	4017801137

2 事業廃止年月日
平成30年6月30日

北九州市告示第 379 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 9 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
大信薬局湯川店	北九州市小倉南区湯川一丁目 1 番 16 号	平成 30 年 9 月 1 日

北九州市告示第 380 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 65 条の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関から指定の辞退の届出があったので、同法第 69 条第 3 号の規定により次のとおり告示する。

平成 30 年 9 月 3 日

北九州市長 北 橋 健 治

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	辞退理由	辞退年月日
湯川調剤薬局	北九州市小倉南区湯川一丁目 1 番 16 号	閉局のため	平成 30 年 7 月 31 日

北九州市公告第606号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定に基づき、北九州市若松区大字安屋地内の土地改良事業計画を定めたので、同条第7項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり公告縦覧する。

なお、同条第6項の規定に基づき、当該事業の計画について異議のある者は、平成30年10月17日までに北九州市産業経済局農林水産部農林課に申し出ることができる。

平成30年9月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業名

ため池整備事業（逆水地区）

2 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

3 縦覧期間

平成30年9月3日から同年10月2日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

4 縦覧場所

北九州市産業経済局農林水産部農林課

北九州市公告第607号

次の土地区画整理事業の施行に関する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第1項の規定による通知に係る書類（以下「換地処分通知書」という。）は、同法第133条第1項及び同条第2項において準用する同法第77条第5項の規定により、その送付に代えてその内容が次のとおり掲示されている。

平成30年9月3日

北九州市長 北 橋 健 治

1 事業の名称及び施行者

田野都市計画事業南原土地区画整理事業
宮崎市

2 換地処分通知書の内容

換地処分通知書の送付を受けるべき者	
氏名	判明している最後の住所
竹下正一	北九州市小倉北区黄金二丁目4番19-103号

3 掲示の場所

宮崎県宮崎市田野町乙7709番地5

北九州市立戸畑高等専修学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年9月3日

北九州市教育委員会

教育長 垣 迫 裕 俊

北九州市教育委員会規則第16号

北九州市立戸畑高等専修学校学則の一部を改正する規則

北九州市立戸畑高等専修学校学則（昭和39年北九州市教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第1条中「80人」を「40人」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第1条の規定は、平成31年度の入学者から適用し、平成30年度以前の入学者については、なお従前の例による。

北九州市選挙管理委員会告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）の規定による各種請求、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定による教育長又は委員の解職請求並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）の規定による合併協議会設置の請求及び合併協議会設置の投票の請求をするに必要な選挙人の数は、次のとおりである。

平成30年9月3日

北九州市選挙管理委員会
委員長 日高義隆

- 1 地方自治法第74条第1項（条例の制定又は改廃の請求）及び第75条第1項（市の事務の監査の請求）並びに市町村の合併の特例に関する法律第4条第1項（合併協議会設置の請求）及び第5条第1項（同一請求関係市町村の長に対する合併協議会設置の請求）に規定する選挙権を有する者の50分の1の数

1万6,025人

- 2 地方自治法第76条第1項（議会の解散の請求）、第81条第1項（市長の解職の請求）及び第86条第1項（副市長、選挙管理委員（市の選挙管理委員に限る。）又は監査委員の解職の請求）並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項（教育長又は教育委員会の委員の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

20万152人

- 3 地方自治法第80条第1項（議会の議員の解職の請求）及び第86条第1項（選挙管理委員（区選挙管理委員に限る。）の解職の請求）に規定する選挙権を有する者の3分の1の数

門司区 2万8,333人

小倉北区 5万792人

小倉南区 5万8,603人

若松区 2万3,114人

八幡東区 1万9,171人

八幡西区 7万567人

戸畑区 1万6,494人

- 4 市町村の合併の特例に関する法律第4条第11項（合併請求市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求）及び第5条第15項

(合併協議会設置協議否決市町村の選挙管理委員会に対する合併協議会設置協議の投票の請求)に規定する選挙権を有する者の6分の1の数
13万3,536人